

金融機関の
ための

知財を活用した
事業性評価の手法を提案します！

中小企業の強みを 評価しませんか？

中小企業を知的財産の観点から評価する金融促進支援

企業の将来性
つかんでいますか？

評価に
かかる費用
無料





Q & A

Q1 対象となる企業はどのような企業ですか？

A1 特許、実用新案、意匠、商標のいずれかの権利を保有している中小企業です。
著作権のみしか保有していない企業は対象になりません。

Q2 評価書を作成してもらいたい中小企業から直接申請できますか？

A2 申請は金融機関からに限らせていただきます。

Q3 申請の要件はありますか？

A3

Q4 複数の企業の評価書作成を検討しているのですが、複数申請することは可能ですか？

A4 可能ですが、申請の件数によってはご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Q5 申請から採択までどれくらいかかりますか？

A5 申請をいただいてから随時採択するため、概ね1週間程度でご連絡

知財ビジネス評価書の申請については、
裏面お問合せ先(申請方法や事業の実施に関すること)にお問合せください。

■問い合わせ先

申請方法や事業の実施に関すること

制度に関すること

●受託事業者

三菱UFJリサーチ& コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー

03-6733-1405

ipf@murc.jp

特許庁普及支援課 支援企画班

〒100-8915 東京都千代田区霞が関 3-4-3

03-3581-1101 (内線 2145)

PA02G0@jpo.go.jp

知財を知ること=企業の強みを知ることです
無料でセミナー講師として伺います!

1 セミナーの開催例

<講義概要例>

- ・地方銀行行員向け研修の一貫として実施。
- ・30名の行員が参加。

<講義内容例(60分)>

1. 知的財産とは?
2. 企業の事業に効く知財とは?
3. 知財ビジネス評価書の活用について

講義概要などはあくまで一例です。

ご相談によりカスタマイズ
することができます!

土日、夕方から開催のセミナーも
受け付けております!



2 開催実績(平成27年度)

20回

(全国の地方銀行、信用金庫 等)



3 お申し込み・お問い合わせ

下記までお気軽にご連絡ください!

**特許庁総務部普及支援課
産業財産権専門官**

TEL:03-3581-1101(内線2340)

E-mail:PA0661@jpo.go.jp

もしくは、

特許庁 産業財産権専門官 で検索!

秘密厳守

知財全般に関することはこちらまで

相談無料

経営の悩みや課題をおうかがいします

知財総合支援窓口

全国共通 ナビダイヤル

0570-082100

全国47 都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎいたします。